

# 裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から平成25年4月30日付けで提起のあった、  
福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づき平成25年3月11日付けで行った返還金決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主文

本件処分を取り消す。

## 理由

### 第1 審査請求の趣旨および理由

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

本件処分は、次の事実からすれば、少なくとも平成24年12月11日以降に要した医療費全額の返還を求めることは、行政庁の裁量を逸脱・濫用したものであるから、取り消されるべきである。

##### (1) 信頼保護原則による裁量の制限

審査請求人は、平成24年12月12日に心臓バイパス手術を行うのに先立ち、同月10日に処分庁の担当者に対して同月5日の保護費の支給をもって生活保護は打ち切るよう依頼し、担当者もこれを了解している。

したがって、審査請求人としては、この日以降の医療費は医療扶助によって支出され、後日全額が返還請求されるものではなく、処分庁がしかるべき対応を行い、保険適用を前提とした自己負担分のみの負担で済むものと確信し、かつ信頼していた。

本件は、同月分だけで400万円以上もの高額な医療費の返還を求められ、審査請求人の重大な権利利益に関わるものであるから、前記のごとき審査請求人の処分庁に対する信頼は、法律上も特に強く保護されるべきで、信頼保護原則による法的保護に値すべきものである。

##### (2) 行政庁の悪意ないし重大な過失

保護受給者は、医療費が医療扶助によって全額まかなわれる結果、保護費の返還が求められるケースでは、医療費の全額相当分が返還の対象となり、明らかに過大な負担を負わせるものである。

厚生労働省は、このことを認識しているからこそ、法第63条により返還請求することが予想される場合には、本人に法第63条の取り扱いについて十分に説明し、事前に了解を得ておくことが適当であるとの見解を示している。

処分庁の担当者は、当然のことながら、審査請求人の前記合理的な期待ないし信頼を踏まえ、打ち切りを求められた同月10日以降の医療扶助を停止するか、もしくは厚生労働省の見解に従い、具体的事情に即応して、少なくともその時点で、改めて審査請求人の打ち切りの申し出が医療扶助の打ち切りを求める意向か否かを確認すべき義務があったことは明らかである。

しかし、処分庁の担当者は、審査請求人の信頼と将来の多額の返還義務を認識し、または容易に認識し得たにも関わらず、かかる審査請求人が置かれた状況およびその意向に何らの配慮も示すことなく、漫然とこれを放置した。かかる処分庁担当者の行為には、重大な過失があることは明らかである。

## 第2 認定事実および判断

### 1 認定事実

審査請求人から提出のあった審査請求書および処分庁から提出のあった関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 平成4年4月23日 処分庁は、審査請求人の保護を開始する。
- (2) 平成24年11月29日 審査請求人が [REDACTED] に入院する。処分庁は、担当医師から審査請求人は心臓の手術が必要である旨を聞き取る。
- (3) 平成24年12月10日 処分庁は、審査請求人から次のことを聞き取る。
  - ・手術は今年13日に行われることが決まった。
  - ・遺産相続によりお金が入ってくることとなったため、今月末で保護を打ち切ってもらいたい。
  - ・遺産相続権が発生した時期は3ヶ月前である。
- (4) 平成24年12月20日 審査請求人は、保護を辞退する旨の届出書を処分庁に提出する。当該届出書には「生活保護費を今月末にて辞退いたします」との記載がある。
- (5) 平成25年1月9日 処分庁は、審査請求人の長女（以下「長女」という。）から次のことを聞き取る。
  - ・前月5日に遺産の一部である39,949,359円が長女の口座に入金された。処分庁は、長女に対して次のことを説明する。
  - ・相続権が発生した時点に遡り、保護費を返還してもらおう。
  - ・医療扶助は10割分のため、高額となる。
  - ・遺産金の確認を行ったうえで、保護の廃止手続きを行う。
- (6) 同日 処分庁はケース診断会議を開催し、審査請求人の保護は前月末をもって廃止すること、および相続権発生時点から支給した保護費の返還を求めることの方針を決定する。
- (7) 平成25年1月15日 処分庁は、審査請求人に対し、保護費は被相続人が死亡した時に遡って返還の対象となることを改めて説明したところ、審査請求人は、これからは貯金を消費して生活することとなるため、その点を配慮してほしい旨を申し出る。



(8) 平成25年2月19日 処分庁は、審査請求人および長女に本件処分にかかる返還額を提示したところ、審査請求人は次のことを申し出る。

- ・医療費は10割を返還しなければならないことに納得できない。
- ・何とか考慮してほしい。

これに対して、処分庁は次のことを説明する。

- ・医療費は10割を返還してもらう。
- ・不服があるならば、審査請求をしてもらう。
- ・本日は事情を聞きにきた。

(9) 平成25年3月11日 処分庁は、本件処分を行う。

## 2 判断

### (1) 関係法令等の定め

法第63条に基づいて返還額を決定する際の取り扱いについて、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5は「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。」としている。

しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、一定の範囲内の額を本来の要返還額から控除して返還額を決定することも差し支えないこととされており、このような控除ができる額の範囲について、問答集問13-5は「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」および「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と実施機関が認めた額。」などと定めている。

なお、この取り扱いを行う際の留意点として、問答集問13-5は「返還額の決定は、担当職員の判断で容易に行うことなく、法第80条による返還免除の決定の場合と同様に、そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うこと。」とし、さらに、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合に該当するものについては「当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。」としている。

### (2) 保護の廃止日について

本件において、本件処分による返還額（以下「本件返還額」という。）に審査請求人が平成25年12月に行った手術に要した医療費（以下「本件手術費」という。）を含めないようにする場合の対応は、①本件の保護の廃止日（以下「本件保護廃止日」という。）を当該手術が行われた日より前とすること、もしくは、②本件返還額から本件手術費を控除することのいずれかしかない。

このうち、①によることがより妥当な対応であったと思われるところ、その点について、処分庁が審査請求人に適切な説明を行い、また、審査請求人の意向を確認した事実は確認できないだけでなく、処分庁はケース診断会議において同年12月末をもって保護を廃

止することを決定しているが（認定事実(6)）、処分庁の提出した関係資料には、その理由が何ら記載されていないことから、このような処分庁の対応には疑問が残る。

しかしながら、審査請求人は本件の保護廃止処分について行政不服審査法第5条に基づく審査請求を行わなかったことを踏まえれば、本件保護廃止日は既に確定していることから、本件の審査請求において、審査請求の理由を踏まえて本件保護廃止日が妥当であったか否かを審理することはできない。

したがって、以下においては、その審理を②の対応の適否に限定したうえで、審査請求の理由が認められるか、また、本件処分が前記(1)の取り扱いに従って適正に行われたものであるか、それぞれ検討を行う。

### (3) 審査請求の理由(1)について

前記(1)のとおり、法第63条に基づく返還額はその全額を返還額とすることが原則であること、また、一定の範囲内の額を控除することは、あくまでも当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合に限られるものであることから、単に医療費が高額であることのみをもって、直ちに当該医療費の額が控除されるべき額であると判断されるものではない。

したがって、審査請求の理由(1)における信頼保護原則、すなわち「処分庁がしかるべき対応を行い、保険適用を前提とした自己負担分のみの負担で済むものと確信し、かつ信頼していた。」という主張は、単に医療費が高額であるとの理由のみをもって、処分庁が当然の対応として本件返還額から当該医療費の額（国民健康保険が適用されるとしたならば、自己負担となる額を除く。）を控除するものと期待しているにすぎないことから、当該主張のみを理由として本件処分を違法または不当と判断することはできない。

### (4) 審査請求の理由(2)について

審査請求人は、要するに、本件処分を行うに際して、処分庁は審査請求人に対して十分な説明を行わず、その義務を怠ったと主張する。

この点について、問答集問13—5は、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合について「・・・その趣旨を十分説明する・・・」としている。

これを双方に争いのない事実によりみるところ、本件処分が決定されるまでに行われた処分庁と審査請求人もしくは長女との面談において（認定事実(5)、(7)、(8)）、処分庁は一貫して全額が返還となることを説明しており、自立更生のために真に必要な額は控除可能であることを説明した事実は確認できない。

一方、処分庁は、弁明書において「全額を返還額とすることが審査請求人の自立を著しく阻害するものではない」および「短期間で再度保護を要することにはならない」と判断したことが本件処分の理由であると主張していることから、そもそも本件においては控除を認める必要はなく、その説明の必要もないと判断したと解することもできる。

確かに、審査請求人は多額の遺産金を相続していることから、本件において控除を認める必要はないと判断することも不自然ではない。

しかしながら、審査請求人は返還額から一定の範囲の額が控除されるよう明らかに申し出ていること（認定事実(7)、(8)）、また、返還額には多額の本件手術費が含まれること

を踏まえれば、説明の必要がなかったとは言えず、処分庁は、自立更生のために真に必要な額は控除可能であることを十分に説明したうえで、本件手術費のみならず、控除を希望するものがあるかどうか聞き取る必要があった。

さらには、返還額の決定において、問答集問13—5は「・・・担当職員の判断で容易に行うことなく、・・・実施機関の意思決定として行うこと。」としているところ、処分庁は審査請求人の遺産金の詳細を確認したことにより、一旦はケース診断会議を開催したうえで組織の方針を決定しているが（認定事実(6)）、審査請求人から控除の申し出を聞き取ったにもかかわらず（認定事実(7)、(8)）、改めてケース診断会議等を開催した事実はないだけでなく、どのような理由により審査請求人については自立更生のために必要な控除はないと判断して本件処分に至ったのか、処分庁の提出した関係資料には何ら記載はないことから、適切な組織判断が行われたとは言い難い。

したがって、審査請求人に対して十分な説明がなかったこと、および適切な組織判断が行われたとは言い難いことの2点において、本件処分はその事務手続に妥当性を欠くものであり、よって本件処分は不当というべきである。

なお、本件では、処分庁が十分な説明を行ったうえで、審査請求人の保護廃止後の生活設計等を具体的に聞き取った事実は認められないことから、本件審査請求において本件手術費を控除することが妥当であるか否かまで判断することはできない。

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 25年 9月 20日

審査庁 滋賀県知事 嘉田 由紀

